# WTO農業交渉日本提案詳細説明ペーパー 国家貿易

国家貿易は市場で極めて大きな影響力を有することから、その行動の透明性と予見可能性を向上させるための規律を確立する。

また、国家貿易の国際市場への影響力や現行規律の実態等を踏まえ、輸出国家貿易と輸入国家貿易は明確に区別した上で、その規律の明確化を検討する。

・ 輸入国家貿易企業は一国内の限られた市場にのみ影響を及ぼすのに対し、 輸出国家貿易企業はその行動が国際市場全体に影響を及ぼしている。そのため、輸出国家貿易企業の行動は、輸入国家貿易企業よりも国際貿易に与える 影響が大きく、その行動によっては国際市場全体を不安定にする恐れがある。 そのため、農産物輸入国の食料安全保障の観点から、輸出国家貿易企業の透明性と予見可能性を高める規律の確立が必要である。

国家貿易企業の運営の透明性を向上させるため、その国別輸出入数量、輸出入価格等を通報対象とする。また、年次計画の公表を義務付ける。

特に国際市場全体への影響の極めて大きい輸出国家貿易に関する規律として、更に以下の事項を義務付ける。

- ( ) 時季別の輸出数量、輸出価格及び調達価格等の通報
- ( )政府からの財政支援の禁止
- ・ 輸出国家貿易については、一般的に輸出に関する規律が輸入に比べて緩やかになっている中で、「プール制度」により二重価格制や輸出先毎の価格設定等を実施し、輸出補助金削減規律の迂回がなされている可能性がある。

例えば、国内販売と輸出販売のプールの場合、輸出価格を国内価格よりも低く設定することは、国内販売において価格支配力を有している場合においては、国内販売から得られる収入の一部を財源として、輸出販売に対して輸出補助金を供与するのと同様の措置を講じていることになる。また、いわゆる長期に需要がある輸出市場と新規またはスポットの輸出市場の双方に輸出している場合、後者への輸出価格を前者への輸出価格より低く設定することは、前者への輸出販売収入の一部を財源として、後者への輸出に対して輸出補助金を供与するのと同様の措置を講じていることになる。

・ そのため、輸出国家貿易企業についてはより高い透明性、予見可能性を高めるために時季別の輸出数量、輸出価格及び調達価格等の通報の義務づけや 政府からの財政支援の禁止等の規律下におくことが必要である。

### 【輸入国家貿易企業の通報義務】

・ 全ての輸入国家貿易企業に対し、国別輸入数量、輸入価格、国内販売 価格等の年度毎の通報を義務づける。

現行においては、GATT 第 17 条 4 では 3 年毎の通報が義務づけられっている。

ただし、通報は国別ではなく、輸入価格も平均輸入価格となっている。

また、法令や公共の利益に反したり、国貿企業の正当な商業利益を害するような秘密の情報の提供は要求されない。

#### 通報様式案 国家貿易企業名 年度

産品名	輸入相	輸入数	国貿企業	平均輸	代表的な	マーク	国内生産
( HS 番	手国	量	による輸	入価格	平均国内	アップ	量
号)			入量		販売価格		
	計						

<sup>「</sup>平均輸入価格」及び「代表的な平均国内販売価格」の代わりに「マークアップ」を通報することができる。

## 【輸出国家貿易企業の通報義務】

・ 全ての輸出国家貿易企業に対し、時季別、国別の輸出数量、輸出価格及 び調達価格等の通報を義務づける。

GATT 第 17 条 4 では 3 年毎の通報が義務づけられているが、通報は 国別ではなく、輸出価格も平均輸出価格となっている。また、法令や 公共の利益に反したり、国貿企業の正当な商業利益を害するような秘 密の情報の提供は要求されない。

# 通報樣式案 国家貿易企業名 年度 第 四半期

産 品 名	輸出相	輸出数	国貿企業	平均輸	平均調	代表的な	国内生
( HS 番	手国	量	による輸	出価格	達価格	平均国内	産量
号)			出量			販売価格	
	計						Ī

#### 【年次計画の通報】

・ 国家貿易企業の行動の透明性を向上させ、かつ予見可能なものとするために、全ての国家貿易企業の毎年の事業計画の輸出入に係る部分の公表を 義務づける。 当該年次計画に輸出入に係る事業計画が記載されていない場合には、その旨を明らかにする。

#### 【政府からの財政支援の禁止】

- ・ 輸出国家貿易に対する財政支援(運営資金の借り入れに対する債務保証 や、輸出信用に対する保証を含む)は、輸出価格を引き下げる効果を有し ており、輸出補助金削減規律の迂回となることから、これを禁止する。
- ( ) 不測の事態を想定した最小限の輸出や備蓄の義務付け等、国際市場 の安定への貢献
  - ・ 輸出国家貿易は、国際市場に極めて大きな影響力を有することから、 以下のいずれかの方法により、国際的な農産物貿易の安定を通じた多 国間の食料安全保障に貢献することを義務づける。

年間予定取扱い量のX%までの最低輸出義務の設定。 年間予定取扱い量のY%の備蓄 と同額の費用もしくは同量の現物を国際機関に拠出